用語説明

貸借対照表の用語

資産の部

現金及び預貯金

生命保険会社は保険料としてお預かりした資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

コールローン

他の金融機関に対して行なう短期間 (1日~2週間程度)の貸付で、一時的 な余裕資金の運用手段として行なってい ます。

買入金銭債権

下記「 有価証券」に該当しない証券 などを計上します。具体的には、コマー シャル・ペーパー(CP)や住宅抵当証 書、商品投資受益権証書、一般貸付債権 信託受益権証書などがあります。

金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券等と 帳簿価額を分離して運用する目的で、信 託銀行に金銭を信託する勘定のことです。 信託銀行に委託された資金の運用は、生 命保険会社などの指図に基づき、信託銀 行がその執行と管理にあたります。

有価証券(国債・地方債・社債・株式・ 外国証券・その他の証券等)

原則として証券取引法第2条第1項および第2項に規定される有価証券を計上します。有価証券のうち、「国債」地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式へ の投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・ 企業などが発行する「外国債券」や、海 外の企業が発行する「外国株式」等、海 外の国・企業などが発行する有価証券へ の投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益 証券や株式以外の出資証券など上記の有 価証券以外の証券です。

貸付金(保険約款貸付・一般貸付)

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保

険料の払込みが一時的に困難になり、払 込猶予期間内に払い込まれない場合に、 保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の 範囲内で、保険料とその利息の合計額の 立替を行なう「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・ 政府機関に対する貸付、住宅ローンなど があります。

不動産及び動産(土地・建物・動産・建設仮勘定)

不動産及び動産には、土地、建物、動産、建設仮勘定が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、動産とは自動車・コンピュータ・備品などのことです。建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。

代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行なうために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金(着金)されていない場合などに発生します。

再保険貸

生命保険会社は、自己の引き受けた保 険の一部について、リスクを分散するた めに国内・国外の再保険引受会社に保険 料(再保険料)を支払い、再保険契約を 結ぶことがあります。

再保険貸は、再保険契約に基づいて授 受される再保険料・保険金などに関する 再保険会社に対する債権(未収金額)の 総額です。

その他資産 (未収金・未収収益・預託金 等)

他のいずれの科目にも属さない資産です。

主なものは、債権金額が確定しているのにもかかわらずその代金の回収が行なわれていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金などです。

また、借地権はその他資産に含まれます。

金融派生商品(資産の部)

金融派生商品(デリバティブ)取引に 係る期末の評価額を計上します。原則と して、資産・負債にそれぞれ表示します。

繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に計上される法人税等の前払額です。

支払承諾見返

(「支払承諾」(P138)の解説をご覧下さい)

貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、 取立不能見込額を予め準備する目的で、 引当計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定に 基づき、合理的な方法で算出された貸倒 実績率等により計算した一般貸倒引当金 の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引 当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などに ついて、回収不能または回収不能の懸 念がある場合に、その回収不能額また は回収不能見込額を当期の費用として 計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において 将来の保険金などの支払いに備えて積立 が義務づけられているもので、支払備金、 責任準備金、社員配当準備金があります。

* 支払備金

支払義務が発生している保険金、返 戻金その他の給付金のうち、決算期末 時点で、いまだ未払いとなっているも のについて、その支払いのために必要 な金額を積み立てる準備金のことです。 なお、支払事由の報告は受けていない が、その支払事由が既に発生したと考 えられる金額についても、支払備金に 積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立が義務付けられている準備金です。

* 社員配当準備金

社員配当準備金は、保険契約に対す る配当を行なうために積み立てられた 準備金です。

なお、生命保険相互会社については、 保険業法により、当期未処分剰余金か ら基金償却積立金などへ繰り入れる金 額を除いた金額の80%以上を社員配当 準備金に繰り入れることになっています。

代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行なう代理店に支払う手数料などの未払分を計上します(「代理店貸」(P137)の解説もご覧下さい)。

再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保 険会社との間の再保険契約に基づいて授 受される再保険料・保険金などに関する 債務の総額です(「再保険貸」(P137)の解 説もご覧下さい)。

その他負債(借入金・未払金・未払費 用・前受収益・預り金等)

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金です。

金融派生商品(負債の部)

(「金融派生商品(資産の部)」(P137)の解説をご覧下さい)

退職給付引当金

将来の従業員の退職金・年金の支払いに備えて積み立てているものです。

平成12年度より退職給付会計が導入され、退職金・年金にかかる会社のコストや債務について発生主義に基づき認識することになります。

なお、会計基準が変更となる初年度に 発生する退職給付にかかる債務とこれま での引当金(退職給与引当金・退職年金 引当金)、退職給付信託、外部年金等との 差額については、15年以内の一定期間に おいて償却(費用化)することが求めら れています。

債権売却損失引当金

不良債権償却の一環として㈱共同債権 買取機構に持ち込んだ担保不動産につい て、損失見込額を積み立てています(商 法第287条/2に規定する引当金)。

特定債務者支援引当金

特定の債務者に対する再建支援を行なっている場合、合理的に見積った将来発生する支援額を積み立てています(商法第287条/2に規定する引当金)。

価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項に基づいて積み立てた金額です。

繰延税金負債

税効果会計を適用した場合に計上される法人税等の未払額です。

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価を実施した事業用土地の再 評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、 税効果相当額を計上します。

支払承諾

生命保険会社には、保険業法において 債務の保証が付随業務として認められて います。保険会社は、顧客からの依頼に もとづき顧客の第三者に対する債務につ いて、その支払いを保証した場合、保険 会社が実際に顧客に代わり第三者への債 務を弁済することが考えられます。この 場合、保険会社は本来の債務者である顧 客に対し求償権(代わって弁済したお金 を返してもらう権利)を取得します。「支 払承諾」とは、保証先に対して保証してい る債務の総額を偶発的に発生する債務と して貸方に計上するものです。この場合、 「支払承諾見返」を借方に同額計上しま すが、これは保証している債務を債務者 に代わって弁済した場合に、顧客に対し て生じる求償権を偶発的に発生する債権 として計上するものです。

資本の部

基金

相互会社において株式会社の資本金に あたるものが基金です。保険業法第6条 の規定により、相互会社では基金(基金 償却積立金を含む)の総額が10億円以上 とされています。

法定準備金(再評価積立金・基金償却積 立金・損失てん補準備金)

商法および保険業法の規定により積立 を義務づけられている積立金です。相互 会社には、再評価積立金、基金償却積立 金、損失てん補準備金があります。相互 会社が基金を償却する場合には、償却額 と同額の基金償却積立金の積立が義務づ けられています。

*再評価積立金

昭和25年の資産再評価法により、動産・不動産・株式・その他の資産の再評価額と簿価との差額を積み立てたものです。

株式会社については、同法の規定で昭和48年に資本準備金に組み入れられ 消滅しましたが、相互会社については 同法の適用がなくそのまま残されてい るものです。

*損失てん補準備金

担保資金を増強し将来の損失に備え るため、保険業法第54条により、基金 (基金償却積立金を含む)の総額(定 款でこれを上回る額を定めたときは、 その額)に達するまでは、毎決算期(3 月末)に剰余金の処分として支出する 金額の0.3%以上を積み立てることが 義務づけられています。

再評価差額金

土地の再評価に伴う再評価差額から、 再評価に係る繰延税金負債の金額を控除 した金額を計上します。

剰余金(任意積立金・当期未処分剰余金)

*剰余金

生命保険会社の剰余金は、任意積立金と当期未処分剰余金に区分されます。

*任意積立金

任意積立金は、剰余金処分で積み立てられる積立金のうち、商法、保険業法などで積立が強制されることのない積立金です。積立にあたっては総代会へ付議し、承認を得なければなりません。また、任意積立金には特定の目的をもって積み立てられる目的積立金と特定目的のない別途積立金があります。

任意積立金には、基金償却準備金、 危険準備積立金、海外投資等損失準備 金、退職給与積立金、社会厚生事業増 進積立金、特別準備金などがあります。

* 当期未処分剰余金

当期未処分剰余金は、損益計算書上の当期損益計算において算出された当期未処分剰余金です。なお、相互会社においては、剰余金の処分としての社員配当準備金の繰入が総代会の決議事項であるため社員配当準備金繰入前の金額になっています(「社員配当準備金」(P137)の解説もご覧下さい)。

評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」責任準備金対応債券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、平成13年度からは時価で評価し、貸借対照表に計上されます。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、「評価差額金」として、税効果相当額を除いて貸借対照表の資本の部に計上されます。なお、この取り扱いは平成12年度から適用しています。

損益計算書の用語

経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、 毎年継続的に発生する収益です。生命保 険会社の場合、保険料等収入、資産運用 収益、その他経常収益に区分されていま す。

保険料等収入(保険料・再保険収入)

契約者から払い込まれた保険料による 収益で、生命保険会社の収益の大宗をな しています。再保険収入もここに含まれ ます。

資産運用収益(利息及び配当金等収入、 金銭の信託運用益、有価証券売却益、金 融派生商品収益、為替差益、その他運用 収益、特別勘定資産運用益等)

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、 主なものは預貯金利息、有価証券利息 ・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料 です。

なお、平成12年度より金利調整差額 と認められる有価証券償還損益も含め て表示しています。

* 金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券 などで運用した結果として得られた収益を計上します。

逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」(P139)に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額 が帳簿価額を上回った場合に、その差 額を計上します。

なお、有価証券売却益は、あわせて 有価証券の種類別に次のように分類し て注記事項等に表示します。

・国債等債券(売却益): 公社債および

公社債投信か ら発生する売

却益を計上。 ・株式等(売却益) : 株式、新株引

> 受権および株 式投信から発 生する売却益

を計上。

・外国証券(売却益) : 外国証券から

発生する売却 益を計上。

*金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益および期中の 実現損益を計上します。これらの損益 を合計して、益が出た場合は「金融派 生商品収益」に、損が出た場合は「金 融派生商品費用」に計上します。

*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時で円と外国通貨の為替レートが異なることにより収益や損失が発生します。 為替差損益は、この為替レートによる 損益を計上します。

期中の収益合計と損失合計を相殺して、益の場合は「為替差益」に、損の場合は「為替差」に計上します。

なお、外国証券の売買および期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目(「外国証券売却益」「外国証券売却 損」外国証券評価損」)に含まれています。

*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収 益を計上します。

具体的には公社債の引受けに係る手 数料などがあります。

*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずる全ての資産運用 収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合 は「特別勘定資産運用損」に計上します。

その他経常収益 (保険金据置受入金等)

主なものは、保険金据置受入金、支払備金戻入額、責任準備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、 お客さまによっては一度にその全額を 必要としないケースもあります。

そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。(「保険金据置支払金」(P140)の解説もご覧下さい)。

* 支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立金を上回る場合に計上します(「支払備金」(P137)の解説もご覧下さい)。

* 責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金等繰入額」(P139)の解説もご覧下さい)。

経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、 毎年継続的に発生する費用です。生命保 険会社の場合、保険金等支払金、責任準 備金等繰入額、資産運用費用、事業費、 その他経常費用に区分されています。

保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの 保険契約上の支払いを計上します。再保 険契約による支払保険料もここに計上し ます。

責任準備金等繰入額(支払備金繰入額、 責任準備金繰入額、社員配当金積立利息 繰入額)

生命保険会社特有の決算手続きとして、 責任準備金および支払備金については、 毎期年度末(3月末)に、前年度計上額 を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新 たに全額繰り入れる方法(洗い替え方式) により積み立てられます。

損益計算書の表示は、(繰入額・戻入額) の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

* 社員配当金積立利息繰入額

社員配当金の支払方法のうち、契約 応当日から利息をつけて保険会社に積 み立てておく方法による社員配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求な どにより実際の支払いが行なわれるまで社員配当準備金の中に利息をつけて 留保されます。社員配当金積立利息繰入額は、社員配当準備金に繰り入れる 当年度の利息による増加額を計上します。

資産運用費用(支払利息、金銭の信託運 用損、有価証券売却損、有価証券評価損、 金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当 金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等 減価償却費、その他運用費用、特別勘定 資産運用損等)

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、 貸倒引当金繰入額などを計上します。

* 支払利息

生命保険会社の支払利息に計上され るものには、預り金利息、保険金・給 付金等の支払遅延利息などがあります。

* 金銭の信託運用損

信託銀行へ信託した金銭の運用結果 が損失となった場合に計上します (「金 銭の信託運用益」(P139)の解説もご覧 下さい)。

*有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額 が帳簿価額を下回った場合にその差額 を計上します。

なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券(売却損)」「株式等(売却損)」「外国証券(売却損)」に分類して注記事項等に表示します(「有価証券売却益」(P139)の解説もご覧下さい)。

* 有価証券評価損

決算日の有価証券の時価が著しく下 落し、かつ回復可能性が認められない 有価証券の評価換に伴う損失を計上し ます。

有価証券評価損は、種類別に次のように分類して注記事項等に表示します。

・国債等債券(評価損):公社債等から

発生する評価 場を計上

損を計上。 ・株式等(評価損) :株式、新株引

受権から発生する評価損を

計上。

・外国証券(評価損) : 外国証券から

発生する評価

損を計上。

*金融派生商品費用

(「金融派生商品収益」(P139)の解説をご覧下さい)

*為替差損

(「為替差益」(P139)の解説をご覧下さい)

*貸倒引当金繰入額

資産の自己査定結果を踏まえ、個別 貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸 付金については、合理的な方法により 算出された貸倒実績率等に基づき計算 した貸倒見込額を一般貸倒引当金とし て計上します。貸倒引当金繰入額には、 当期の計上金額(繰入金額)から前期 に計上した金額(戻入金額)を差し引 いた金額を計上します。

また、個別貸倒引当金や特定海外債 権引当勘定の繰り入れについても同科 目で計上します。

逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」と して特別利益に計上します。

*貸付金償却

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。 ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

*賃貸用不動産等減価償却費

減価償却費(固定資産の取得価額を その耐用期間の各事業年度に配分する 手続きにより発生する費用)のうち、 投資用不動産・動産などに係わるもの を計上します。

*その他運用費用

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、投資に係る税金(有価証券取引税、消費税、固定資産税など)、投資用不動産に係る費用のうち、ア)賃借料等、イ)登記手数料、ウ)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

*特別勘定資産運用損

(「特別勘定資産運用益」(P139)の解 説をご覧下さい)

事業費

新契約の募集および保有契約の維持保 全や保険金などの支払いに必要な経費を 計上します。一般事業会社の販売費およ び一般管理費に相当します。

その他経常費用

主に、保険金据置支払金、税金、減価 償却費を計上します。ただし、税金、減 価償却費のうち、資産運用に係るものは 資産運用費用に計上します。

*保険金据置支払金

保険金、給付金を生命保険会社に据 置いている場合、受取人からの請求ま たは据置き期間の満了によって支払わ れた金額です。

生命保険会社は、保険金、給付金を 据置く場合、保険金据置受入金を計上 して責任準備金の中に一旦留保し、こ れらを支払う場合には、据置き期間に 対応する利息とともに、責任準備金を 取り崩して支払います。

*税金

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。

ただし、法人所得に係る税金は「法 人税及び住民税」に、資産運用に直接 係る投資関係税金は「その他運用費用」 に計上されるため、この科目には計上 されていません。主なものは、印紙税 事業税、営業用資産に係る固定資産税 ・都市計画税などがあります。

*減価償却費

減価償却費は、資産の取得価額を、 その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きにより発生する費用で、生命保険会社が保有する不動産・動産等について、当年度に減価償却した金額を計上します。

なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」(P140)において計上します。

経常利益または損失

生命保険事業本来の営業活動により、 毎年継続的に発生する収益(経常収益) から、発生する費用(経常費用)を差し 引いた残額が経常利益です。なお、経常 費用が経常収益を上回った場合には、そ の差額が経常損失となります。

特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、不動産動産等処分益、保険 業法第112条評価益などを計上します。

*不動産動産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行なわれていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

*保険業法第112条評価益

保険業法第112条に基づいて計上される上場株式の評価益です。

保険業法では、取引所の相場のある 株式の時価が、帳簿価額を超える場合、 主務官庁の認可を受けた上で、その全 部または一部分について評価益を計上 し、責任準備金および配当準備金とし て積み立てることが認められています。

特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命 保険会社の通常の事業活動ではないもの を計上します。主に、不動産動産等処分 損、債権売却損失引当金繰入額、価格変 動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計 トします。

*不動産動産等処分損

有価証券以外の不動産・動産などを 売却し、売却価額が、その帳簿価額と 譲渡経費の合計額を下回る場合に、そ の差額を計上します。

さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊など)、災害・盗難による損失、および累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失なども計上します。

*債権売却損失引当金繰入額

債権売却損失引当金への繰入額を計上します(「債権売却損失引当金」(P138)の解説もご覧下さい)。

*特定債務者支援引当金繰入額

特定債務者支援引当金への繰入額を 計上します(「特定債務者支援引当金」 (P138)の解説もご覧下さい)。

* 価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します(「価格変動準備金」(P138)の解説もご覧下さい)。

*不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定に基づき、不動産の交換・換地・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。

動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行なわれます。

税引前当期剰余または損失

経常損益に特別利益を加え、特別損失 を控除したものです。

法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税 の合計金額です。

法人税等調整額

税効果会計の適用に伴ない生じる繰延 税金資産と繰延税金負債の差額を期首と 期末とで比較した増減額を計上します。

当期剰余または損失

税引前当期剰余から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた剰余または損失を意味します。

前期繰越剰余金または損失

前事業年度の剰余金処分において、処 分保留のまま当事業年度に繰り越された もので、改めて、当事業年度の剰余金処 分の対象とするために計上した金額です。

過年度税効果調整額

税効果会計適用初年度において、過年 度分の税効果調整額を計上します。

当期未処分剰余金または当期未処理損失

社員配当準備金繰入前の金額です。こ の剰余金が契約者に対して支払う配当金 の財源となります。

連結財務諸表関係

持分法

連結財務諸表作成手続きでは、原則的 にすべての子会社を連結し、企業集団間 の取引や債権債務等を消去します。

ただし、関連会社および非連結子会社については、当該会社の純資産および損益のうち親会社に帰属する部分のみを連結します。これを持分法と言います。具体的には、A社がB社の株式の30%を所有していれば、B社の利益の30%はA社に帰属するものと考えます。この場合、B社が100の利益を上げれば、30が連結計算書に取りこまれます。

なお、連結財務諸表に重要な影響を与 えない場合には持分法の適用会社としな いことができます。

連結貸借対照表関係

*連結調整勘定

親会社の子会社に対する投資と子会 社の資本を相殺消去するときに生じる 差額を計上します。既存の企業の株式 を取得する時に発生します。子会社に 対する投資が子会社の資本を上回る場 合には、「資産の部」に、下回る場合には「負債の部」に計上し、原則として20年以内に償却します。

*為替換算調整勘定

連結財務諸表を作成する際、海外の子会社を所有している場合には外貨を 円貨に換算する必要があります。連結 貸借対照表では、外貨を円換算する場 合に使用する為替レートが複数あるた め、為替差額が生じます。この為替差 額を計上します。

なお、連結損益計算書では使用する 為替レートはひとつのため、この勘定 はありません。

*少数株主持分

親会社以外の第三者が持つ子会社の持分を「負債の部」と「資本の部」の間に計上します。

*連結剰余金

税引後利益の累計を計上する科目で、 個別財務諸表の利益準備金、剰余金な どが含まれます。

連結損益計算書関係

*税金等調整前当期純剰余または純損失 個別財務諸表の「税引前当期剰余ま たは損失」にあたるものです。

*少数株主利益または損失

子会社の親会社以外の株主である少数株主持分の増減額を計上します。

その他の用語

ご加入者懇談会

ご加入者懇談会とは、各生命保険会社が、広く全国各地のご契約者に、事業活動などを報告し、経営者に対する理解を深めていただくとともに、経営に対するご意見・ご要望を直接伺い、業務の改善やサービスの一層の向上などに役立てることを目的として、全国の支社などで開催しているものです(ご加入者懇談会についてはP16をご覧下さい)。

相互会社の評議員会

相互会社では、経営の適正を期するために、評議員会を設置しています。評議員は総代会において、学識者やサラリーマン、主婦など幅広い層の社員の中から選任され、会社が諮問する経営上の重要な事項について意見を述べるほか、ご契約者から寄せられた会社経営に関する意見・要望などについて審議します(評議員会についてはP16をご覧下さい)。

標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と 計算基礎率によって決まります。例えば、 同一の積立方式であっても、予定利率が 高い場合は責任準備金は低くなります。 従来、責任準備金の計算基礎率には保険 料の計算基礎率を用いていましたが、 7年に改正、平成8年4月より施行 れた保険業法において「標準責任準備金 制度」が導入され、責任準備金の行 式だけでなく計算基礎率についても、監 督当局が定めることになりました。 り、標準責任準備金とは、保険会社が設 定する保険料水準にかかわらず、監督当 局が保険会社の健全性の維持、保険契約 者の保護の観点から定める標準とする水 準の責任準備金のことです。

具体的には、新保険業法が施行された 平成8年4月以降に締結した保険契約の うち監督当局が定めたものについて、次 のような積立方式と計算基礎率により計 算しています(責任準備金についてはP7、 P84をご覧下さい)。

積立方式 : 平準純保険料式

予定死亡率:(社)日本アクチュアリ

ー会が作成し、監督 当局が検証したもの

予定利率 : 年2.75% (平成11年

3月31日までに締結 する保険契約) 年2.00%(平成11年 4月1日以降締結す る保険契約)

運用利回り

生命保険会社が保有している一般勘定 の資産が、その年にどれだけの利回りで 運用されたかを見る指標で、以下の算式 から求められます。

運用利回り(%) = 資産運用價益・資産運用費用+保険業法第112条評価益 工作機勘定資産日々平均残高(注)

なお、運用利回りは、当期に実現した 運用収益、運用費用の比重を示すもので あり、運用実績を見る場合には、有価証 券含み損益の状況などをあわせて見るこ とが必要です。

(注)一般勘定資産日々平均残高:当期の 日々の一般勘定資産を累積し、平均 したもので、当期の平均運用額を示 します。

デリバティブ取引

通貨、金利、債券、株式などの原資産 と呼ばれる金融商品から派生した取引で あり、原資産の価格に依存して理論価格 が決定される金融派生商品の取引をいい ます。

具体的には次のような取引があります。

・先物取引 …ある資産を、将来の ある期日に、一定の

価格で売買すること を約定する取引。

・オプション取引…ある資産を、将来の ある期日に、一定の 価格で購入あるいは 売却する権利の取引。 ・スワップ取引 …異なる通貨、または 異なる金利によるキャッシュフローを交 換する取引。通貨の 交換を通貨スワップ、 金利の交換を金利ス ワップといいます。

責任準備金の積立率

ディスクロージャー資料で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」(P141)の解説をご覧下さい)、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

外部監査

外部監査については商法特例法によって規定されており、「資本の額が5億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の株式会社」は、計算書類等について、監査役による監査のほか、会社と直接利害関係のない外部の会計監査人による監査を行なわなければならないこととなっています。

生命保険会社には相互会社形態の会社がありますが、保険業法でこの商法特例法を準用することが定められており、株式会社と同様、外部による監査を実施しています。計算書類等について会計監査人による監査を受けている場合には、ディスクロージャー誌にその旨が記載されています。

退職給付会計

退職給付会計とは、企業に退職給付債務の開示や、積み立て不足を退職給付引当金として計上することを義務付けするものです。退職給付債務は、将来支払うべき退職給付(一時金および年金)を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産をが少なければ、その差額が積み立て不足となります。退職給付会計導入時に発生する積み立て不足額については、15年以内の期間で費用として処理しなければなりません。

コンプライアンス (法令遵守)

コンプライアンスとは、法令や社内規則等を遵守し、業務を適正に遂行することをいいます。生命保険会社は、従来からコンプライアンスへの取り組みを行なってきましたが、日本版金融ビッグバンによる規制緩和の進展や取り扱い商品の複雑化に伴い、従来以上に法令遵守の徹底が求められています。

各社ともコンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、コンプライアンスを全社的に推進する専門組織の設置やコン

プライアンスに関する行動規範・マニュ アルの策定、研修等によるコンプライア ンス教育の徹底を図るなど、より一層の 体制整備・強化を行なっています。

烙付

格付とは、独立した第三者である格付機関が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。

会社の財務・収支情報、営業・経営戦略など様々な情報に基づき決定されています

ただし、格付機関は複数あり、それぞれ見方が違います。このため同じ保険会社でも格付機関によっては格付が異なる場合があります。また、同じ格付機関の格付でも「依頼格付」と「勝手格付」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付の取得は法律で義務付けられているわけではありません。

格付は格付機関の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行なうものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などに基づいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

実質純資産額

実質純資産額とは、有価証券や不動産 の含み損益などを反映した資産の合計か ら、価格変動準備金や危険準備金などを 控除した負債の合計を差し引いて算出す るものです。

危険準備金

保険契約に基づく将来の債務を確実に 履行するため、将来発生が見込まれる危 険に備える準備金です。

将来発生が見込まれる危険とは、保険 リスク(実際の保険事故の発生率等が通 常の予測を越えることにより発生し得る 危険)および予定利率リスク(責任準備 金の算出の基礎となる予定利率を確保で きなくなる危険)とされています。